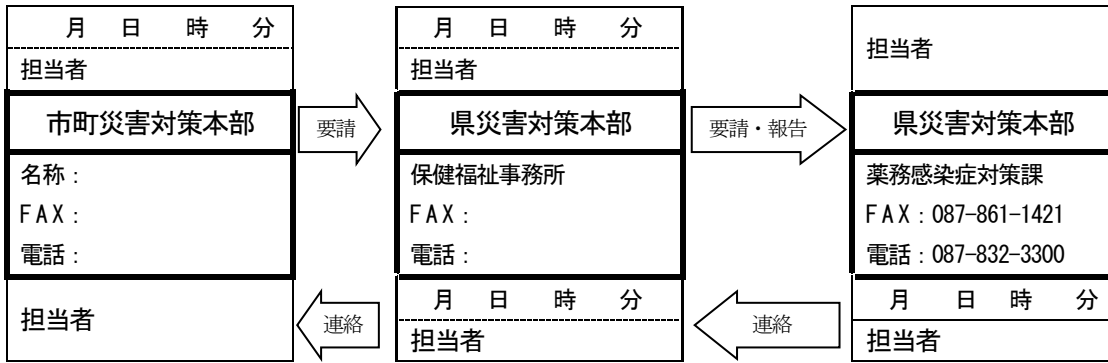


整理番号	
------	--



県震災時用医薬品等供給要請・応諾書

香川県災害対策本部長 殿

(市町) 災害対策本部長

(市町) が設置する下記の(応急救護所)における医薬品等に不足のおそれがあるので、香川県地域防災計画に基づき香川県が備蓄する震災時用医薬品等の供給を要請します。

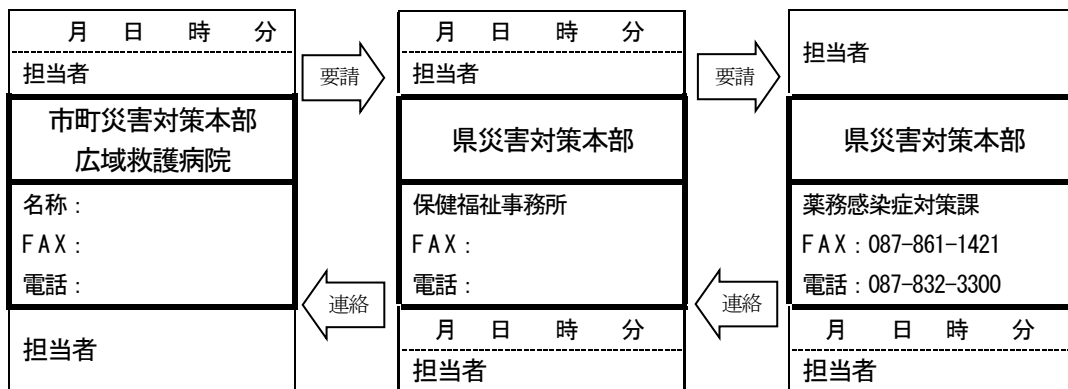
記

- 1 供給先
 - 名 称 :
 - 所 在 地 :
 - 責任者氏名 :
 - 電 話 番 号 :
- 2 必要な医薬品等及び数量
 - 香川県震災時用備蓄医薬品等 セット
- 3 受渡場所
 - ①上記1と同じ ②市町災害対策本部 ③引き取り (保健福祉事務所)
 - ④その他 (具体的に)

応諾連絡欄 (応諾連絡欄は、県災害対策本部が記載すること。)

	記載者 (所属)		(氏名)	
供給の可否	震災時用医薬品等 備蓄機関名称	供給可能セット数	搬 送 者 (搬送できない場合は、搬送不可と記入)	供給予定日時
可・不可		セット		
		受渡場所		

- 市町災害対策本部から供給要請を受けた保健福祉事務所は、管内の震災時用医薬品等備蓄機関と調整を行い、(様式2)により、指定場所への搬送を要請するとともに、県災害対策本部へ当該要請書を回送することで報告に充てる。
- 保健福祉事務所管内の震災時用医薬品等での対応ができない場合は、県災害対策本部(薬務感染症対策課)に、管外の震災時用医薬品等の供給について調整を要請する。



医薬品等供給要請・応諾書

香川県災害対策部長 殿

(市町) 災害対策本部長
広域救護病院長

下記の医薬品等が不足しており、通常の流通分では対応できないので供給をお願いします。

要請内容 (市町災害対策本部・広域救護病院等記入欄)				応諾内容 (保健福祉事務所・薬務感染症対策課記入欄)				
要請機関：(名称) (所在地)				記載者：(所属) (氏名) (TEL)				
要請担当者：(所属) (TEL) (氏名)								
受渡希望場所： ①要請機関 ②市町災害対策本部 ③引取り(保健福祉事務所) ④その他 ()								
受渡場所周辺の被災状況： ①車両通行に支障なし ②通行不能道路あり ()								
製品名(一般名)	規格	数量	同効薬への変更 (○×)	供給業者	供給量	受渡場所 ※1	供給予定 日時	備考 (同効薬名等)

※1 受渡場所 ①要請機関 ②市町災害対策本部 ③引取り(保健福祉事務所) ④その他(具体的に欄に記入)

様式 4

別紙 1 (第3条第1項)

緊急用医療ガス等供給要請書

第 号
年 月 日

一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部医療ガス部門香川県支部長 様

香川県災害対策本部長

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり
医療ガス等の供給を要請します。

記

1. (供給先)

名称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当者	

注意 供給先の地図を添付

2. (必要な医療ガス等)

品名	規格	数量	備考

様式5

別紙 2 (第4条第1項)

緊急用医療ガス等供給報告書

第 号
年 月 日

香川県災害対策本部長 殿

一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部医療ガス部門香川県支部長

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり
医療ガス等の供給を行ったので報告します。

記

1. (供給先)

名称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当者	

2. (供給した医療ガス等)

品名	規格	数量	備考(供給日、供給会社等)

第 号
年 月 日

香川県医療機器販売業協会長 様

香川県災害対策本部長

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、次のとおり医療機器等の供給を要請します。

記

1. 要請日時 年 月 日 時 分

2. 要請品目

品 目	規 格	包装単位	数量	備 考

(注) 要請品目に欠品又は不足が生じる場合、同種・同効の品目で代用することができます。

3. 履行期日 年 月 日 時 分

4. 履行場所

5. 要請担当者

職・氏名

電話番号

FAX 番号

6. 備 考

様式7

災害時における医療機器等供給措置状況報告書

第 号
年 月 日

香川県災害対策本部長 殿

香川県医療機器販売業協会理事長

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、 年 月 日付け
(第 号) の要請に対し、次のとおり措置したので報告します。

記

1. 供給品目

品 目	規 格	包装単位	数量	供給日、供給者

2. 供給者（会員の氏名又は名称及び住所又は所在地）

3. 備 考

医薬品等集積所:

医薬品等入荷一覧

	月日	出荷元	品目			ロット	使用期限	数量			備考(立会者)
			品名	製造販売業者	規格			個数	ケース数	荷姿	
1							年 月 日				
2							年 月 日				
3							年 月 日				
4							年 月 日				
5							年 月 日				
6							年 月 日				
7							年 月 日				
8							年 月 日				
9							年 月 日				
10							年 月 日				
11							年 月 日				
12							年 月 日				
13							年 月 日				
14							年 月 日				
15							年 月 日				
16							年 月 日				
17							年 月 日				
18							年 月 日				
19							年 月 日				
20							年 月 日				

医薬品等入出庫管理票				
品名				
日付	入庫数	出庫数	在庫数	入荷先・出庫先

医薬品等入出庫管理票				
品名				
日付	入庫数	出庫数	在庫数	入荷先・出庫先

NO. 記入・提出日: 年 月 日

医薬品等要請・発注・発送・輸送・出荷票 (*)

(出荷者印・サイン) (輸送者印・サイン) (荷受日時) (荷受者印・サイン)

発注/ 要請元		(自治体名)
		(担当者名)
		(電話番号) (FAX番号)
		(E-mail)
納入先		(施設名)
		(住所)
		(受取担当者名)
		(電話番号) (FAX番号)
		(E-mail)

物資 提供者		(企業・組織名)
		(担当者名)
		(電話番号) (FAX番号)
		(E-mail)
輸送事業者		
車両番号		
到着予定日時	年 月 日 時 分	
備考 (管理項目)	(集荷場所、納入先到着予定日時等を記載)	

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

	品目		ロット	使用期限	数量		備考
	品名	製造販売元			規格	個数	
1				年 月 日			
2				年 月 日			
3				年 月 日			
4				年 月 日			
5				年 月 日			
6				年 月 日			
7				年 月 日			
8				年 月 日			
9				年 月 日			
10				年 月 日			

(*)該当に○で囲み、不必要な箇所は二重取消線又は斜線を引くこと。

次ページ あり/なし (/)

(参考様式4)

薬剤師班名簿

活動拠点:

	月日	氏名	所属	連絡先	従事時間	活動内容	その他特記事項
1					: ~ :		
2					: ~ :		
3					: ~ :		
4					: ~ :		
5					: ~ :		
6					: ~ :		
7					: ~ :		
8					: ~ :		
9					: ~ :		
10					: ~ :		

別紙 1

香川県震災時用医薬品等備蓄管理要綱

1 目的

この要綱は、災害時における被災者の緊急救護用として県が備蓄する別表に掲げる震災時用医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 備蓄医薬品等の確保及び管理

備蓄医薬品等は、別紙に掲げる県保健所及び県が管理委託を締結した機関（以下「備蓄機関」という。）に配備するものとする。

備蓄機関にあっては、備蓄医薬品等を安全にかつ品質管理が容易に行える薬局等適切な場所に保管するものとする。

3 備蓄医薬品等の点検

各保健所長は、管内備蓄機関における備蓄医薬品等について年1回以上点検を行い、第1号様式に定める「震災時用医薬品等点検調査表」により薬務感染症対策課長あてに報告するものとする。

4 備蓄医薬品等の補充又は交換

備蓄医薬品等を補充又は交換する必要があると認められる場合にあつては、薬務感染症対策課長は、補充又は交換の期日を備蓄機関及び当該業務を行う香川県医薬品卸業協会会長あてに通知するものとする。

備蓄機関は補充又は交換を確認のうえ、第2号様式に定める「震災時用医薬品等補充（交換）確認書」により薬務感染症対策課長あてに報告するものとする。

5 有効期限経過品等の措置

前項の交換により、有効期限を経過する等不要となった備蓄医薬品等については、備蓄機関において適切に処分するものとする。

6 供給要請等

備蓄機関は、香川県災害対策本部の要請に基づき、保有する車両等により備蓄医薬品等を指定された応急救護所等へ搬送するものとする。ただし、情報伝達体制が寸断される等の場合にあつては、備蓄機関の判断により備蓄医薬品等を供給することができるものとし、事後、香川県災害対策本部あて報告するものとする。

なお、備蓄機関による搬送が不可能であると認められる等の場合にあつては、県において、緊急輸送が可能な方法又は手段を確保するものとする。

7 供給後の措置

前項により供給された備蓄医薬品等は、災害復旧後の適当な時期に、搬送した備蓄機関により搬送ケース及び使用残分を回収し、管轄保健所長あて報告するものとする。

回収された備蓄医薬品等については、すみやかに第3項及び第4項に準じた措置をとるものとする。

附 則

この要綱は、平成 9年 1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月 1日から施行する。

別紙2

震災時用医薬品等リスト(1単位あたり)

令和元年5月1日現在

1 医薬品

区分	薬効分類	薬品名(主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポビドンヨード(消毒剤)	250ml	1本
	含嗽薬	ポビドンヨード(含嗽剤)	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタリン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	10枚
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ツロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射液	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射液	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
		ブドウ糖液	100ml	2本
生理食塩液		20ml	10A	
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	100T
		ニフェジピン錠	10mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン(舌下錠)	0.3mg	100T
		アテノロール錠	50mg	100T
		アスピリン錠	100mg	100T
	呼吸器官用薬	ペントキシベリリンクエン酸塩カプセル	30mg	100P
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	SP100
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
	抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩(口腔内崩壊錠)	2.5mg	100T
精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T	

2 医療資器材

区分	品名	規格	数量
医療救護用資器材	小外科セット	ピンセット	2
		喉頭鏡	8
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウェイ	2
ペンライト	1		
体温計	1		

区分	品名	規格	数量	
医療救護用資器材	手術用手袋	手術用手袋		20双
		注射器	注射器(針付きタイプ)	2.5ml
	5ml		20	
	20ml		10	
	輸液セット	止血帯	2	
		輸液セット	2	
衛生材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大/小	24/30	
		三角巾	6	
	脱脂綿	皮膚清浄綿	60包	
		カット綿	100g	
	包帯	包帯 5cm×9m、6cm×9m	各1	
		包帯止	100	
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m	1	
		救急絆	200	
		油紙	10	
		紙絆 9mm×10m	10	

別紙3

(別紙2)

震災時用医薬品等備蓄機関一覧

R元年5月1日現在

地域	番号	備蓄機関の名称	備蓄単位数	〒	所在地
東讃	1	さぬき市民病院	2	9	769-2393 さぬき市寒川町石田東甲387番地1
	2	直島町立診療所	1		761-3110 香川郡直島町2310番地1
	3	香川県立白鳥病院	2		769-2788 東かがわ市松原963
	4	香川大学医学部附属病院	2		761-0793 木田郡三木町池戸1750-1
	5	香川県東讃保健福祉事務所	2		769-2401 さぬき市津田町津田930-2
小豆	6	小豆島中央病院	2	3	761-4301 小豆郡小豆島町池田2060番地1
	7	香川県小豆総合事務所	1		761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5
高松	8	高松市立みんなの病院	2	16	761-8538 高松市仏生山町甲847番地1
	9	高松市民病院塩江分院	1		761-1612 高松市塩江町安原上東99-1
	10	高松赤十字病院	2		760-0017 高松市番町四丁目1-3
	11	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院	2		761-8076 高松市多肥上町1331-1
	12	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	2		761-0186 高松市屋島西町2105番17
	13	独立行政法人地域医療機能推進機構 りつりん病院	2		760-0073 高松市栗林町三丁目5-9
	14	高松病院	2		760-0018 高松市天神前4-18
	15	香川県薬剤師会調剤薬局	1		760-0065 高松市朝日町一丁目1-11
	16	香川県立中央病院	2		760-8557 高松市朝日町一丁目2-1
中讃	17	坂出市立病院	2	14	762-8550 坂出市寿町三丁目1-2
	18	社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	1		762-0007 坂出市室町三丁目5-28
	19	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院	2		763-8502 丸亀市城東町三丁目3-1
	20	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2		765-8507 善通寺市仙遊町二丁目1-1
	21	綾川町国民健康保険陶病院	2		761-2103 綾歌郡綾川町陶1720-1
	22	香川県厚生農業協同組合連合会 滝宮総合病院	2		761-2305 綾歌郡綾川町滝宮486
	23	香川県立丸亀病院	1		763-8518 丸亀市土器町東九丁目291
	24	香川県中讃保健福祉事務所	2		763-0082 丸亀市土器町東八丁目526
西讃	25	三豊市立永康病院	2	8	769-1101 三豊市詫間町詫間1298-2
	26	三豊市立西香川病院	2		767-0003 三豊市高瀬町比地中2986番地3
	27	三豊総合病院	2		769-1695 観音寺市豊浜町姫浜708
	28	香川県西讃保健福祉事務所	2		768-0067 観音寺市坂本町7-3-18
合計	28施設		50単位		

別紙4

(香川県医薬品卸業協会) 災害時用流通備蓄医薬品等リスト

令和元年5月1日現在

区分	薬効分類	薬品名 (主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	20 本
		消毒用エタノール	500ml	20 本
		ポビドンヨード (消毒剤)	250ml	20 本
	含嗽薬	ポビドンヨード (含嗽剤)	250ml	20 本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500 g	10 本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5 g	200 本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	200 袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	20 袋
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm×3枚	10 袋
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	100 本
ツロブテロール貼付剤		1mg	1,000 枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	200 A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	200 筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	200 A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	40 本
		ブドウ糖液	100ml	40 本
生理食塩液		20ml	200 A	
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	2,000 T
		クラリスロマイシン錠	200mg	2,000 T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	800 T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	2,000 T
		アセトアミノフェン錠	200mg	2,000 T
	糖尿病治療薬	ボグリボース (口腔内崩壊錠)	0.2mg	6,400 T
		ミチグリニドカルシウム水和物錠	10mg	6,400 T
		グリメピリド錠	1mg	6,400 T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩 (口腔内崩壊錠)	5mg	2,000 T
		ニフェジピン錠	10mg	6,400 T
		カンデサルタンシレキセチル錠	4mg	6,400 T
		フロセミド錠	20mg	6,400 T
	心疾患用薬	ニトログリセリン (舌下錠)	0.3mg	2,000 T
		アテノロール錠	50mg	6,400 T
		アスピリン錠	100mg	6,400 T
		ワルファリンカリウム錠	1mg	6,400 T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒベンズ酸塩錠	20mg	2,000 T
	気管支拡張剤	テオフィリン徐放性製剤	100mg	2,000 T
	ステロイド剤	プレドニゾン錠	5mg	2,000 T
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	6,400 SP
	消化器用薬	ランソプラゾール (口腔内崩壊錠)	15mg	6,400 T
		ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	2,000 T
		ロペラミド塩酸塩カプセル	1mg	2,000 cp
耐性乳酸菌錠		—	6,400 T	
センノシド錠		12mg	2,000 T	
抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩 (口腔内崩壊錠)	5mg	2,000 T	
精神安定薬	エチゾラム錠	0.5mg	6,400 T	
	ジアゼパム錠	2mg	2,000 T	
抗てんかん薬	バルプロ酸ナトリウム	200mg	1,000 T	
その他	点眼剤	非ステロイド性抗炎症点眼剤	5ml	400 本
	トキシイド	破傷風トキシイド	0.5ml	20 本

別紙5

香川県医薬品卸業協会との協定書

災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機関において使用する医薬品等及び県又は市町の災害時用備蓄医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に充当するものとする。

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

（引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。
ただし、災害発生時において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

（代金の支払い）

第7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協議）

第8 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

（有効期限）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 9年 2月 27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 平井 城一

乙 香川県高松市亀岡町9番20号
香川県医薬品卸業協会
会 長 岡内 信三

別紙6

香川県医薬品小売商業組合との協定書

災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品小売商業組合（以下「乙」という。）との間に災害時における一般用医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に供するものとする。

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

（引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。ただし、災害発生時において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

（代金の支払い）

第7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協議）

第8 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

（有効期限）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 9年 2月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 平井 城一

乙 香川県高松市亀岡町9番20号
香川県医薬品小売商業組合
理事長 松岡 豊

別紙 7

香川県薬剤師会との協定書

災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。
- 3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、薬剤師会各支部の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。
- 4 乙は、薬剤師会各支部に対し、全項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師で編成される救護班（以下「薬剤師班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに薬剤師班を編成、派遣し、甲が指示する場所において医療救護を実施するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの薬剤師班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

- 2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 薬剤師班の編成計画
 - (2) 薬剤師班の医療救護活動計画
 - (3) 乙の支部その他関係機関との連絡体制
 - (4) 医療救護訓練の計画
 - (5) その他必要な事項

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町が設置する救護所、避難所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

- 2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。
 - (1) 救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報の提供
 - (2) 医薬品等の集積所及び救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、薬剤師班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品の供給)

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、甲が関係機関と連携し、供給するほか、当該薬剤師班が携行するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成19年3月23日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市亀岡町9番20号
社団法人香川県薬剤師会
会長 宇川英二

別紙8

日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部との協定書

災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療ガス等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、香川県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、医療ガス等を調達する必要があると認めたときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち会員会社が保有する医療ガス等とする。

- （1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス等
- （2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等
- （3）その他甲が必要と認めたもの

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

（要請に基づく措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、会員会社の所有する医療ガス等を、甲に速やかに供給するとともに、その措置状況を別途定める文書により甲に報告する。

2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

（価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。

3 甲は、災害時において乙が医療ガス等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県薬務主管課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡できる手段を、確保しておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第10条 甲が災害対策等に関する連絡協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加・協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事職務代理者
香川県副知事 天 雲 俊 夫

乙 香川県高松市朝日町5-14-1
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部医療ガス部門香川県支部
支 部 長 佐 々 木 康 二

香川県医療機器販売業協会との協定書

災害時における医療機器等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療機器等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

（供給医療機器等の範囲）

第2条 乙は、甲から要請のあった医療機器等について、乙の会員が保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条に定める要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を文書により甲に報告する。

（引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲の指定するものが、医療機器等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6条 医療機器等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、引き取った医療機器等の代金を速やかに供給した会員に支払うものとする。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第8条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県薬務感染症対策課長を、乙は香川県医療機器販売業協会理事長をそれぞれ指定するものとする。
2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市香川町川東下277-1
四国医療器株式会社 香川営業所内
香川県医療機器販売業協会
理 事 長 尾形 龍紀

医薬品等集積所に必要とされる設備等一覧

運搬車両等	車両（できれば4輪駆動車）【緊急車両事前届出済証】・優先給油証】、バイク・自転車、燃料補給用タンク、緊急車両用ステッカー 等
医薬品等保管施設	簡易薬棚、冷蔵庫、鍵のかかる施設（金庫）、保管ケース 等
搬送用資材	輸送用ケース、クーラボックス（保冷剤）、リュックサック 等
通信機材等	電話（衛星電話）、携帯電話（充電器）、パソコン（インターネット）、USBメモリー等記憶媒体、プリンター、ファクシミリ、テレビ、コピー機、デジタルカメラ 等
書籍	医療用・一般用日本医薬品集、薬剤識別コード辞典、ポケット医薬品集 等
緊急用調剤セット等	災害用処方箋、薬袋、投薬ビン、秤、スパーテル、半錠ばさみ、薬包紙、ゴム印、お薬手帳 等
事務用品	マジック等筆記用具、記録用紙、電卓、電池、ホワイトボード（ライティングシート）、クリップ、バインダー、ラベル、ポスター用紙、印刷用紙、セロハンテープ、ガムテープ 等
防災用具	懐中電灯、携帯ラジオ、軍手、ゴム手袋、雨具、長靴、防寒具、寝袋、ヘルメット、ビニール袋、ごみ袋、ウェットティッシュ、ラップ、飲料水、食料 等
その他	地図（道路・住宅）、スタッフ証（名札）等

資料2 災害用処方箋（例）

災害用処方箋

患者	氏名 (生年月日)	(年 月 日生)	男・女	医療救護所等の名称・所在地
				所属する医療機関の名称
交付年月日		年 月 日		処方医師氏名
処方箋の使用期限		交付の日を含めて4日以内		連絡先(携帯電話番号等):
処方				
備考	患者連絡先(携帯電話等):			
調剤済年月日			年 月 日	
調剤した薬剤師氏名				
調剤所の名称・所在地				
調剤した薬剤師の所属する組織の名称・連絡先				

資料3 災害用薬袋（例）

災害用薬袋

医療救護所の名称：

所在地：

おくすり袋

お名前 _____ 様

調剤年月日	薬剤名	用法用量	日数	薬剤師の氏名
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	